

南東大西洋における漁業資源の保存及び管理に関する条約の説明書

外務省

目次

	一	概説	一
	1	条約の成立経緯	一
	2	条約締結の意義	一
	3	条約の締結により我が国が負うこととなる義務	一
	4	早期国会承認が求められる理由	一
	二	条約の内容	一
	1	目的	二
	2	一般原則	二
	3	機関	二
	4	委員会	二
	5	予防的な取組方法の適用	二
	6	遵守委員会	二
	7	科学委員会	二
	8	財政及び予算	二
	9	締約国の義務	三
	10	旗国の義務	三
	11	寄港国の義務及び寄港国がとる措置	三
	12	監視、検査、遵守及び取締り	三
	13	意思決定	四

14	保存管理措置の一貫性	四
15	この条約の非締約国	四
16	実施	四
17	紛争解決	四
18	附属書	四
三	条約の実施のための国内措置	五
(参 考)		六

一 概説

1 条約の成立経緯

平成七年（千九百九十五年）、平成二年（千九百九十年）にその活動を終了することについて関係国間で一致した南東大西洋漁業国際委員会に代わる新たな漁業管理機関の設立がナミビアから提案されたことを受け、平成九年（千九百九十七年）十二月に条約作成に向けた第一回準備会合が開催された。以降、約五年間にわたり、我が国を始めとする遠洋漁業国及び南東大西洋の沿岸漁業国が参加して、八回の準備会合が開催され、平成十三年（二千一年）四月二十日にナミビアのウィントフックにおいて、この条約が採択された。

2 条約締結の意義

この条約は、南東大西洋における漁業資源の保存及び持続可能な利用を確保することを目的として、漁業資源の保存及び管理のための機関を設立すること等について定めるものである。我が国がこの条約を締結することは、このような目的に積極的に協力し、及び我が国の漁業の安定した発展を図るとの見地から有意義であると認められる。

3 条約の締結により我が国が負うこととなる義務

この条約の締結により我が国が負うこととなる主要な義務は、我が国を旗国とする漁船が南東大西洋漁業機関（以下「機関」という。）の委員会（以下「委員会」という。）において採択される保存管理措置及び監督措置を遵守することを確保すること、我が国を旗国とする漁船がこの条約に基づく責任を効果的に果たすことができる場合に限り、当該漁船を条約水域における漁獲のために使用することを許可すること等である。

4 早期国会承認が求められる理由

この条約は、平成十五年（二千三年）四月に効力が発生し、この条約に基づいて設立された機関において漁業資源の保存及び持続可能な利用のための活動が行われているところ、我が国漁船の操業の機会を継続的に確保するとともに、我が国の利益が機関において適切に反映されることを確保するとの観点から、この条約を早期に締結することが望ましい。

二 条約の内容

この条約は、前文、本文三十五箇条及び末文並びに一の附属書から成り、その概要は、次のとおりである。

1 目的（第二条）

この条約は、この条約の効果的な実施を通じて、条約水域における漁業資源の長期的な保存及び持続可能な利用を確保することを目的とする。

2 一般原則（第三条）

締約国は、この条約が適用される漁業資源の長期的な保存及び持続可能な利用を確保するための措置を採択すること等を行う。

3 機関（第五条）

締約国は、機関を設立し、及び機関を維持することに合意する。機関は、委員会、遵守委員会、科学委員会その他の委員会の補助機関及び事務局から成る。

4 委員会（第六条）

委員会は、保存管理措置を作成し、及び採択すること、総漁獲可能量又は総漁獲努力量を決定すること等の任務を遂行する。

5 予防的な取組方法の適用（第七条）

委員会は、漁業資源の保護及び海洋環境の保全のため、予防的な取組方法を適用する。

6 遵守委員会（第九条）

遵守委員会の任務は、保存管理措置の実施及び遵守に関する情報、助言及び勧告を委員会に提供することとする。

7 科学委員会（第十条）

科学委員会の任務は、保存管理措置の作成のために委員会に科学的助言及び勧告を行うこと並びに科学的調査に関する協力を奨励し、及び促進することとする。

8 財政及び予算（第十二条）

各締約国による分担金は、均等な基本額及びこの条約の対象となる種の条約水域における総採捕量に基づく額の組合せに従うものとする。

9 締約国の義務（第十三条）

- (1) 各締約国は、この条約並びに委員会が合意する保存、管理及び他の措置又は事項を速やかに実施する。
- (2) 各締約国は、この条の規定に従った実施措置及び遵守措置（違反に対して課した制裁を含む。）についての年次報告を委員会に送付する。

10 旗国の義務（第十四条）

- (1) 各締約国は、自国の旗を掲げる船舶が委員会の採択する保存管理措置及び監督措置を遵守すること並びにこれらの措置の実効性を損なう活動に従事しないことを確保するために必要な措置をとる。
- (2) 各締約国が自国の旗を掲げる船舶に関してとる措置については、委員会が採択する措置に従うものとし、また、既存の国際慣行を考慮するものとする。

11 寄港国の義務及び寄港国がとる措置（第十五条）

- (1) 各締約国は、漁船が自国の港等に任意にとどまる場合には、委員会が合意する措置に従い、特に、当該漁船上の書類、漁具及び採捕物を検査する。
- (2) 各締約国は、この条約の対象となる資源の採捕物が、この条約の非締約国の旗を掲げる船舶により委員会が採択する保存管理措置の実効性を損なう方法で採捕されたと認める場合には、委員会が合意する措置に従い、当該船舶による陸揚げ及び転載を禁止する規則を国際法に従って採択する。

12 監視、検査、遵守及び取締り（第十六条）

- (1) 締約国は、条約水域において、自国の旗を掲げる漁船等に関する旗国としての責任の効果的な遂行を強化するため、監視、検査、遵守及び取締りの制度を委員会を通じて確立する。
- (2) 条約水域において、締約国の旗を掲げる漁船等に関する締約国の旗国としての責任の効果的な遂行を強化するため、附属書に規定する暫定的措置をこの条約の効力発生時から適用する。当該措置は、制度が確立されるまでの間又は委員会が別段の決定を行うまでの間、効力を有する。

13 意思決定（第十七条）

- (1) 実質事項に関する委員会の意思決定は、出席する締約国によるコンセンサス方式によって行う。
- (2) 実質事項以外の事項に関する意思決定は、出席し、かつ、投票する締約国の単純多数による議決で行う。

14 保存管理措置の一貫性（第十九条）

締約国は、条約水域及びいずれかの締約国の管轄の下にある水域に存在する漁業資源について、一貫性のある措置を達成するために協力する義務を負う。

15 この条約の非締約国（第二十二条）

締約国は、この条約の非締約国の船舶が条約水域において漁獲を行う場合には、当該非締約国に対し、この条約の締約国になることにより、又は委員会の採択する保存管理措置の適用に同意することにより、機関に十分協力するよう直接に又は委員会を通じて要請する。当該非締約国は、関連する資源に関する保存管理措置の遵守についての約束に応じて、漁場への参加による利益を享受する。

16 実施（第二十三条）

- (1) 委員会が採択する保存管理措置及び監督措置は、当該措置に別段の定めがある場合を除くほか、事務局長がすべての締約国に対し当該措置を通報した後六十日で、すべての締約国について拘束力を生ずる。
- (2) いずれかの締約国が、当該通報の後六十日以内に措置を受諾することができない旨を委員会に通告した場合には、当該締約国は、その通告により表明した範囲において当該措置に拘束されない。

17 紛争解決（第二十四条）

この条約の解釈又は実施に関して二以上の締約国間に紛争が生じたときは、これらの締約国が選択する平和的手段により紛争を解決するため、これらの締約国間で協議する。

18 附属書

監視、検査、遵守及び取締りの制度が委員会を通じて確立されるまでの間適用される暫定的措置の内容について定める。

なお、第十六条5の規定に基づき、この条約の効力発生時から適用されていた暫定的措置は、平成十八年（二千六年）の委員会において附属書の改正の形式によって新たな保存管理措置が採択されたことにより効力を失い、新たな内容の監視、検査、遵守及び取締りの制度を定めた暫定的措置が実施されている。

三 条約の実施のための国内措置

- 1 この条約の実施のためには、新たな立法措置を必要としない。
- 2 この条約の締結により、委員会が採択する算定方式に基づいて決定される金額の分担金を支払う義務を負う。

(参 考)

- 1 採択 平成十三年四月二十日 ウィントフックにおいて採択
- 2 効力発生 平成十五年四月十三日
- 3 署名国 八箇国及び一機関
- 4 アンゴラ、アイスランド、大韓民国、ナミビア、ノルウェー、南アフリカ共和国、英国、アメリカ合衆国、欧州共同体
締約国 平成二十一年十月一日現在 四箇国及び一機関
アンゴラ、ナミビア、ノルウェー、南アフリカ共和国、欧州共同体